

議案第110号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

小学校の表中大阪市立御幸森小学校の項を削り、同表大阪市立中川小学校の項中「大阪市立中川小学校」を「大阪市立大池小学校」に改め、同表大阪市立梅南津守小学校の項中「大阪市立梅南津守小学校」を「大阪市立まつば小学校」に改め、同表中大阪市立松之宮小学校の項を削る。

高等学校の表中大阪市立桜宮高等学校の項の前に次のように加える。

大阪市立南高等学校	大阪市北区松ヶ枝町
大阪市立西高等学校	大阪市北区松ヶ枝町
大阪市立桜和高等学校	大阪市北区松ヶ枝町

高等学校の表中大阪市立南高等学校の項及び大阪市立西高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、高等学校の表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

御幸森小学校及び中川小学校を統合して大池小学校を設置し、梅南津守小学校及び松之宮小学校を統合してまつば小学校を設置するとともに、桜和高等学校を設置し、併せて南高等学校及び西高等学校を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

小学校

名称 位置

省 略

大阪市立御幸森小学校 大阪市生野区桃谷5丁目

省 略

大阪市立中川小学校 省 略
大池小学校

省 略

大阪市立梅南津守小学校 省 略
まつば小学校

大阪市立松之宮小学校 大阪市西成区旭3丁目

省 略

省 略

高等学校

名称 位置

大阪市立南高等学校 大阪市北区松ヶ枝町

大阪市立西高等学校 大阪市北区松ヶ枝町

大阪市立桜和高等学校 大阪市北区松ヶ枝町

省 略

大阪市立南高等学校 大阪市中央区谷町6丁目

大阪市立西高等学校

省

大阪市西区北堀江4丁目

略